

沼津市新中間処理施設整備基本構想に関する意見募集の結果について
(意見の内容と市の考え方)

No.	意見の内容	修正の有無	市の考え方
01	<p>1975年に始まったゴミを燃えるごみ・埋め立てごみ・資源ごみの3種類に分別収集する沼津方式。全国で初めて実施されたこの沼津方式は、ごみ収集の減量と処分コスト低減、資源リサイクルを行いやすい、と高い評価を受けた。しかしながら2005年に改定が行われ、食品パッケージでも洗にくい合成樹脂製品(調味料のチューブなど)や食品用ラップフィルムは洗わずに燃えるごみとして廃棄して良いことになり、ごみの分別収集という観点でみると、後退しているといえる。</p> <p>さらに、この基本構想(案)では、廃棄プラスチックを焼却し、発電するとなっている。最新施設だから、排気ガスによる、大気汚染等はないとしているが、廃棄プラスチックを燃やす、ということ自体に反対する。まずやるべきことは「ゴミ削減」と「ゴミの細分別による資源化」と考える。</p> <p>またパブコメをこの時期にやるのはなぜなのか？ もうすでに検討委員会は終了している。パブコメで出された意見はどこで回答されるのか疑問に感じる。委員会が終了する前にパブコメを募集すべきなのではないか？</p>	無	<p>ごみの削減に向けては本基本構想の上位に位置付けられる一般廃棄物処理基本計画でごみ排出量の10%削減の目標を掲げ、これに向けた施策等を定めています。新施設においても、「第1章第2節 2-2新施設の整備方針」(P.4)に「③資源や熱エネルギー等を効率良く利活用できる施設」を定め、ごみの発生抑制(Reduce)、再使用(Reuse)及び再生利用(Recycle)の「3R」を推進することとしています。</p> <p>この中で、プラスチック製容器包装については、容器包装リサイクル法に基づきリサイクルを推進しているところです。しかし、汚れが付着した状態ではリサイクルに支障があるため、その除去が困難であるものについては、衛生処理の観点からリサイクルに不適なものとして燃やすごみとしています。</p> <p>また、現在の清掃プラントでは焼却により生ずる熱を十分に利活用できない設備であることなどから、容器包装以外のプラスチックについては民間業者へ処理を委託し、ボイラー等の熱源として焼却し熱回収を行っていますが、新施設においては環境対策を講ずるとともに発電等により焼却の際に生じる熱の利活用を十分に図ることから、これらについて焼却の対象として加えるものです。</p> <p>パブリック・コメントの実施時期についてですが、沼津市新中間処理施設整備基本構想検討委員会はその検討過程において市から提示された課題や素案等を検討する組織として位置付けていることから、この検討を受けて、市として基本構想(案)を作成し、これをもってパブリック・コメント制度に基づき意見を募っています。</p> <p>パブリック・コメント制度は、案の段階でその趣旨、内容等を広く公表し、当該案に関する意見を求め、提出された意見に対する市の考え方を明らかにするとともに、提出された意見を考慮して意思決定を行う一連の手続きです。</p>

<p>耐震化が早急に必要とのことだが、早急さが求められるのは建屋である。初めから「新設ありき」で話が進められているのではないか？ 焼却場周辺に住む市民と一人として、現在の立地、および、プラスチックの焼却、分別についても議論を深める必要があると考える。</p>		<p>現清掃プラントは、「耐震性が劣る建物」と診断されており、昭和51年に供用を開始してから既に37年が経過しています。ごみピットをはじめ建物を構成するコンクリート等の劣化が現状でも発生しており、今後も経年劣化がさらに進行するものと想定されることから、耐震補強だけでなく施設の大規模な改修が必要な状況にあります。</p> <p>また、燃焼設備や排ガス処理設備など、ごみ処理施設を構成する重要な設備についても経年による機能低下や劣化が進み、今後大規模な改修が必要と見込まれることから、仮に建物の耐震補強を行ったとしても、安定したごみ処理の継続が困難であると判断しております。</p> <p>ごみ処理施設は、長期に施設を停止することができず、ごみ処理を継続する中で、耐震補強や大規模な改修工事を行うことは極めて困難です。</p> <p>以上のことから、現施設の耐震補強ではなく、新設としたものです。</p> <p>新たなごみ処理施設の整備に向けては、かねてから移転を目指して用地の選定や他市町との広域処理等を検討してきましたが、いずれも実現に至らない中で、現在の清掃プラントは耐震性が劣る建築物であると診断され、耐震性の確保が急務となっていることから、やむなく現清掃プラントから旧衛生プラントまでの土地を一体として利用することとしたものです。</p> <p>本基本構想をはじめ今後策定を予定している施設整備基本計画等を明らかにしていく中で、地元の皆様と話し合いを重ね、ご理</p>
<p>02 基本構想(案)では具体的に建設位置が特定できるようところが無いが、これを表現できないのか。 基本構想には出来る限り具体的な建設位置が特定できるような文言が欲しい。 例えば「〇〇〇〇」の北側を予定しているなど。</p>	有	<p>新中間処理施設の建設位置については、「第5章 施設整備に係る基本条件及び対策の整理 第2節 敷地条件」(P.39)において記述していますが、ご指摘を踏まえ、「建設候補地は現有施設を含めた一体の土地となるため、現有施設の各ユーティリティ(電気、給排水等)の取り扱い点や搬入、搬出ルートを利用することを検討します。」を「建設候補地は現清掃プラントから旧衛生プラントまでの土地を一体として利用することとしています。そのため、現有施設の各ユーティリティ(電気、給排水等)の取り扱い点や搬入、搬出ルートを利用することを検討します。」と修正します。</p>

<p>03 ゴミを処理する何かしらの施設は必要だと思うが、焼却炉は建設しないと言う覚書があると新聞に出ていた。 新聞やテレビで沼津市の焼却炉が取り上げられていたのを見たが、正直、今の沼津市と栗原市長は恥ずかしいと思った。</p> <p>市が住民との約束を平然と破るのであれば、それは道理が通らない。 まずは、住民との約束を守る事が第一であり、他のところに建設をすれば良い。 市はキチンと時間をかけて、他の場所を探すべき。 (人が住んでいない山の中になぜ建てないの??) また、沼津市の財政状況も厳しいので、耐震補強して使い続けられれば良いじゃないか。 近隣の小中学校は耐震補強して建て替えないのに、なぜ焼却炉だけ建て替えるの??意味が分かりません。 社会活動をする上で約束を守る事は当然のこと。 いつ約束を反故にされるか分からない市町に安心して暮らす事は出来ないと思います。 沼津市は約束を守るのか?破るのか? くだらない言い訳などせず、恥ずかしくない結論をだして下さい。</p> <p>次に、14ページに「現在は埋め立てごみ熱源利用プラスチックごみ(③類)として分別排出されているプラスチック類を焼却対象とすることを想定し」とあるが、なぜプラスチックを新たに燃やす必要があるのか?排熱で発電するためにプラスチックを燃やすようにみえるが、プラスチックを燃やす事により二酸化炭素排出量が増加する事は明らか。この点を明示せずに「発電するといくら儲かる」とだけ記載してある点に疑問を感じる。 また、排熱での発電を導入しなければ、建設費の抑制にもつながるはずである。 プラスチック類の燃焼は二酸化炭素の排出量が増加すること、そして建設費用の面からも反対である。</p>	<p>無</p>	<p>新たなごみ処理施設の整備に向けては、かねてから移転を目指して用地の選定や他市町との広域処理等を検討してきましたが、いずれも実現に至らない中で、現在の清掃プラントは耐震性が劣る建築物であると診断され、耐震性の確保が急務となっていることから、やむなく現清掃プラントから旧衛生プラントまでの土地を一体として利用することとしたものです。</p> <p>現清掃プラントは、「耐震性が劣る建物」と診断されており、昭和51年に供用を開始してから既に37年が経過しています。ごみピットをはじめ建物を構成するコンクリート等の劣化が現状でも発生しており、今後も経年劣化がさらに進行するものと想定されることから、耐震補強だけでなく施設の大規模な改修が必要な状況にあります。</p> <p>また、燃焼設備や排ガス処理設備など、ごみ処理施設を構成する重要な設備についても経年による機能低下や劣化が進み、今後大規模な改修が必要と見込まれることから、仮に建物の耐震補強を行ったとしても、安定したごみ処理の継続が困難であると判断しております。</p> <p>ごみ処理施設は、長期に施設を停止することができず、ごみ処理を継続する中で、耐震補強や大規模な改修工事を行うことは極めて困難です。</p> <p>以上のことから、現施設の耐震補強ではなく、新設としたものです。</p> <p>本基本構想をはじめ今後策定を予定している施設整備基本計画等を明らかにしていく中で、地元の皆様と話し合いを重ね、ご理</p> <p>また、現在の清掃プラントでは焼却により生ずる熱を十分に利活用できない設備であることから、容器包装以外のプラスチックについては民間業者へ処理を委託し、ボイラー等の熱源として焼却し熱回収を行っています。新施設においては環境対策を講ずるとともに発電等により焼却の際に生じる熱の利活用を十分に図ることから、これらについて焼却の対象として加えるものです。</p> <p>このことから、現状においても容器包装以外のプラスチックの処理の過程で焼却を行っていることに変わりはないため、二酸化炭素の排出量の増加につながるものではないと考えています。</p>
--	----------	---

<p>04 現在の処理施設が地震に対する強度が心配な点は分らないではないが、個人として納得のいかない点がある。</p> <p>財政、建築物に対して、建設計画が杜撰だったのではないかとと思われる。特に財政に対しては国がある条件を満たせば半額を補助することになり、それに飛びついてように建設計画を始めたのではないかとと思われる。国の計画がなかったら建て替えができたろうか疑問に思う。</p> <p>また、沼津市が周囲の住民に相談もなく一方的に計画を立ち上げて一部の住民とトラブルを起こしていることも、やはり納得がいかない。</p> <p>市民感覚では、何かをやるときには影響のある人たちにまず相談して理解を得てから始めるのが当たり前のように思うが、行政は何事によらず一方的に決めて、市民が結果だけを受けることが多いが、今回の建て替え計画の件もそのやり方をとっているように見える。</p> <p>過日、沼津朝日新聞に投稿掲載された「沼津市のゴミ問題を考える会」の意見の中にもあったが、将来人口減等の見通しからすれば、今回の計画は過大な計画であり、建設時には補助金があるからやれるとしても、将来的には維持管理費等で沼津市財政にとって過大な負担になるように思えるが、この点はきちんを試算された上でのごことであろうか。疑問である。</p>	<p>無</p>	<p>新たなごみ処理施設の整備については、かねてから必要性を認識し検討を重ねてきました。新中間処理施設整備事業は、第4次沼津市総合計画に基づき進めています。</p> <p>また、施設規模の設定に際し、「第2章 第2節 2-2将来ごみ量の推計結果」(P.13、14)に示した値は、ごみの区分及び家庭系ごみについては1人1日当たりの排出量の推移をもとに将来人口の減少も加味し推計したものであり、これを基に算出しています。</p> <p>本基本構想をはじめ今後策定を予定している施設整備基本計画等を明らかにしていく中で、地元の皆様と話し合いを重ね、ご理解を得られるよう努めていきます。</p> <p>事業コストについても、施設の整備方針として定めた「維持管理が容易で経済性に優れた施設」となるよう事業方式等を検討し、縮減を図っていきます。</p>
---	----------	--

<p>05 沼津市新中間処理施設整備基本構想(案)につき、私は以下の理由により次のとおり提案します。</p> <p><提案> 現中間処理施設(以下「現ごみ焼却場」とします)について、耐震補強工事を実施し、その後沼津市、清水町、地元住民にて移転先も含めて、協議していくことを提案します。</p> <p><理由> 1. 現ごみ焼却場建設当時、沼津市長と清水町外原区との間に「将来、新設・増設をしない」との覚書及び添付書類が存在していること。 2. 周辺に南中学校があり、環境に配慮すべきであること。 3. 今後、沼津市の人口及びごみ排出量の減少が見込まれること。 4. 3の理由により、計画している規模の新焼却施設が必要であるか、再検討すべきであること。 5. 将来の財政的負担を考慮し、現計画を実行した場合の総費用と耐震化工事及び規模縮小して移転して新設した場合の総費用とを比較検討すべきであること。</p> <p>上記提案について、ご検討されるようお願いいたします。 また、上記提案について、ご見解をお聞かせ願います。</p>	<p>無</p>	<p>現清掃プラントは、「耐震性が劣る建物」と診断されており、昭和51年に供用を開始してから既に37年が経過しています。ごみピットをはじめ建物を構成するコンクリート等の劣化が現状でも発生しており、今後も経年劣化がさらに進行するものと想定されることから、耐震補強だけでなく施設の大規模な改修が必要な状況にあります。</p> <p>また、燃焼設備や排ガス処理設備など、ごみ処理施設を構成する重要な設備についても経年による機能低下や劣化が進み、今後大規模な改修が必要と見込まれることから、仮に建物の耐震補強を行ったとしても、安定したごみ処理の継続が困難であると判断しております。</p> <p>ごみ処理施設は、長期に施設を停止することができず、ごみ処理を継続する中で、耐震補強や大規模な改修工事を行うことは極めて困難です。</p> <p>以上のことから、現施設の耐震補強ではなく、新設としたものです。</p> <p>新たなごみ処理施設の整備に向けては、かねてから移転を目指して用地の選定や他市町との広域処理等を検討してきましたが、いずれも実現に至らない中で、現在の清掃プラントは耐震性が劣る建築物であると診断され、耐震性の確保が急務となっていることから、やむなく現清掃プラントから旧衛生プラントまでの土地を一体として利用することとしたものです。</p> <p>本基本構想をはじめ今後策定を予定している施設整備基本計画等を明らかにしていく中で、地元の皆様と話し合いを重ね、ご理解を得られるよう努めていきます。</p> <p>施設規模の設定に際し、「第2章 第2節 2-2 将来ごみ量の推計結果」(P.13、14)に示した値は、ごみの区分及び家庭系ごみについては1人1日当たりの排出量の推移をもとに将来人口の減少も加味し推計したものであり、これを基に算出しています。</p> <p>環境対策についても「第7章 第1節 1-3 環境対策」(P.53)において、「各種法令に基づく規制や排出基準を遵守するのみならず、それ以上の公害防止基準を設けることによって、現在よりもさらに市民の安心と安全を確保できる施設とします。」としています。</p>
---	----------	--

<p>06 私は沼津市新中間処理施設建設計画に断固として反対しているが、焼却場周辺以外の市民・町民の皆様はどのように感じているのだろうか。</p> <p>ダイオキシン・重金属の毒性の高いガスの煙突からの排出・収集車による交通渋滞・その他の被害、誰もが知る事はないだろう。対岸の火事のごとくごみの分別にも関心もなく、何んでも燃やせばいいんだと。</p> <p>では、このような焼却場、自分の家の近くに建設されたらどうだろう。</p> <p>誰もが嫌がる迷惑施設である。</p> <p>人が生活していく上で必要な焼却場ではあるが、他の方法を考えた事はあるのだろうか。人が平等に平和に毎日が健康で明るく楽しく暮せる事を第一に考えるべきではないかと思う。</p> <p>過去には全国に先駆けて「沼津方式」分別収集を行なった偉大な市長がいました。</p> <p>35年が経過した今、現在の分別収集はどうであろうか、実に嘆かわしい実情である。</p> <p>ごみ処理を追及して行くと、全国各地、焼却にたよらない方法で活動している市・町がある。</p> <p>特に「四国上勝町」町は小さいが見習うものがある。ごみ処理に1人ひとりが関心を持ち、意識改革によって、ごみは焼却ではなく資源として変わるリサイクルが望ましい。</p> <p>大金(税金)をかけ、大規模な施設を建設するのがよいか、1人ひとりのゼロウェイスト(ごみとなるものをなくす)努力で税金の投入を押え、地域社会・環境を守るのが、今考えるべきである。</p>	<p>無</p>	<p>新たなごみ処理施設の整備に向けては、かねてから移転を目指して用地の選定や他市町との広域処理等を検討してきましたが、いずれも実現に至らない中で、現在の清掃プラントは耐震性が劣る建築物であると診断され、耐震性の確保が急務となっていることから、やむなく現清掃プラントから旧衛生プラントまでの土地を一体として利用することとしたものです。</p> <p>本基本構想をはじめ今後策定を予定している施設整備基本計画等を明らかにしていく中で、地元の皆様と話し合いを重ね、ご理解を得られるよう努めていきます。</p> <p>施設規模の設定に際し、「第2章 第2節 2-2将来ごみ量の推計結果」(P.13、14)に示した値は、ごみの区分及び家庭系ごみについては1人1日当たりの排出量の推移をもとに将来人口の減少も加味し推計したものであり、これを基に算出しています。</p> <p>環境対策についても「第7章 第1節 1-3環境対策」(P.53)において、「各種法令に基づく規制や排出基準を遵守するのみならず、それ以上の公害防止基準を設けることによって、現在よりもさらに市民の安心と安全を確保できる施設とします。」としています。</p> <p>ごみの削減に向けては本基本構想の上位に位置付けられる一般廃棄物処理基本計画でごみ排出量の10%削減の目標を掲げ、これに向けた施策等を定めています。新施設においても、「第1章 第2節 2-2新施設の整備方針」(P.4)に「③資源や熱エネルギー等を効率良く利活用できる施設」を定め、ごみの発生抑制(Reduce)、再使用(Reuse)及び再生利用(Recycle)の「3R」を推進することとしています。その上で生じるごみについては安定性、衛生処理の観点から焼却により適正処理し、熱回収を行うことが望ましいと考えています。</p>
---	----------	--

<p>07 「第1章基本構想策定の目的と整備方針」について 1-1基本構想策定の目的ーなぜ焼却炉しかないのか？ この基本構想策定の目的は、本来、「現施設の老朽化及び耐震性を理由に建替えたい」ということに尽きるはずだ、沼津市は、その根拠を、「第4次沼津市総合計画」にもとづく資源循環型のまちづくりの一頁にもとめているが、それならば新施設より先に、徹底したごみの減量化と、焼却炉に頼らないまちづくりを進めなければならない。なぜなら、この基本構想にもあるとおり(公害関係)、ごみ焼却炉は巨大な化学反応炉であることは否定できず、環境負荷も大きく、市民、とくに近隣住民への負担が大きいことが明らかにされているからである。それ以前に、地元との間に「二度と現地に建設しない」と定めた覚書を結んでいること、現地に強い反対があることを無視して、このような計画を進めるべきではない。</p> <p>また、沼津市は、「国が循環型社会の形成を推進するため、廃棄物発電の導入促進や化石燃料等の使用量の抑制等に配慮した再生可能な資源利用等を推進している」から、沼津でもごみ発電を導入する必要があるとしているが、これはまちがった認識である。政府は、自らごみ処理を行うわけではなく、ごみ問題に関する経験も知見もない。また、「循環型社会」に至っては、循環型基本法をよく読めば、「すべてを燃やすシステム」であることがはっきりと読み取れる。資源の少ない日本が、このような乱暴で破壊的な政策を取り入れていいはずがなく、特に、地方自治体はこのような「国の狂気」に追随してはならない。廃棄物処理は自治事務であり、沼津市は地方自治法にもとづいて、独自に、「徹底したごみ減量」を取り入れることで問題を解決すべきだ。</p>	<p>無</p>	<p>新たなごみ処理施設の整備に向けては、かねてから移転を目指して用地の選定や他市町との広域処理等を検討してきましたが、いずれも実現に至らない中で、現在の清掃プラントは耐震性が劣る建築物であると診断され、耐震性の確保が急務となっていることから、やむなく現清掃プラントから旧衛生プラントまでの土地を一体として利用することとしたものです。</p> <p>本基本構想をはじめ今後策定を予定している施設整備基本計画等を明らかにしていく中で、地元の皆様と話し合いを重ね、ご理解を得られるよう努めていきます。</p> <p>ごみの削減に向けては本基本構想の上位に位置付けられる一般廃棄物処理基本計画でごみ排出量の10%削減の目標を掲げ、これに向けた施策等を定めています。新施設においても、「第1章第2節 2-2新施設の整備方針」(P.4)に「③資源や熱エネルギー等を効率良く利活用できる施設」を定め、ごみの発生抑制(Reduce)、再使用(Reuse)及び再生利用(Recycle)の「3R」を推進することとしています。</p>
---	----------	--

1-2基本構想の位置付けについて

驚いたのは、この構想の位置づけがまったく間違っていることだ。

本来、沼津市が最も尊重しなければならないのは、自治法にもとづいて策定する総合計画であり、その下に市一般廃棄物処理計画があり、その下に施設整備計画など具体的な計画が来る。気をつけなければならないのは、これらは決して、国の環境基本計画（環境基本法）や循環型計画（循環型基本法）の下位に来るものではないということだ。なぜなら、市町村の廃棄物処理は自治法にもとづく「自治事務」であり、そこに国や県が関与することはできないからだ。沼津市はこのようにまちがっていると思われるので、この構想はいったん棚上げし、もう一度、一から再考すべきだと考える。

第2節現状の課題と新施設の整備方針について

ここにも大きな認識の誤りが多い。

まず2-1現状の課題では、①「3R」ではなく、1=Reject、2=Reuse、3=Reduce、4=Recycleの「4R」にすべきだ（1はごみをもらわない、という意味があります）。

一般廃棄物処理基本計画については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条により策定が求められているものであり、同法をはじめ関連法令と整合を図る必要があると考えています。

また、新中間処理施設整備事業は、第4次沼津市総合計画に基づき進めています。

本市としましては、ごみの発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）及び再生利用（Recycle）の「3R」を推進することとしていますが、ごみ減量を目指していくという方針はご意見と同様です。

なお、この「3R」及びその処理の優先順位については循環型社会形成推進基本法に則ったものです。

②では、廃棄物発電をめざしてプラスチック焼却をめざしているが、プラスチックには顔料、可塑剤など多種類の化学品が添加されており、それらが他の物質と交じり合って燃やされると、人体に有害な物質が多数発生する。現に、以下のような事件も起きており、プラスチックは燃やすべきではない(その前に使用を控えるべきだ)。

(参考事例) 産廃の許可更新「却下を」 野田の施設住民、健康被害訴え

読売新聞-2011/09/08 <http://www.yomiuri.co.jp/e-japan/chiba/news/20110907-OYT8T01154.htm>

野田市西三ヶ尾の産業廃棄物処理施設の稼働で、化学物質過敏症などの健康被害が出ているとして、近くの住民らのグループが7日、施設の運営会社の産業廃棄物処分業の許可を更新しないように求める要望と1万1905人分の署名を県に提出した。施設側は「違法な操業はしていない。被害の客観的なデータを示してほしい」としている。この施設は2007年春に稼働開始。がれきや廃プラスチックなどを焼却処理しているが、周辺の住民らは、施設の稼働開始以降、頭痛やめまいがしたり、鼻水が止まらなくなったりなどの健康被害が出ている、としている。

東京でも廃プラの本格焼却が始まった後、2008年12月に体調が悪化した、被害があったなどの訴えが相次ぎ、公害等調整委員会に訴えが起こされている。

<http://mainichi.jp/area/tokyo/20081216ddl13040315000c.html>

③では「強靱なごみ処理システム」を構築するというが、文章を読むと施設の「強靱」性を述べているようだ。日本では、311以後、どんな建築物も大自然災害には勝てないという認識が広まったと思っていたが、沼津市はその教訓から何も学んでいないのだろうか。建物の強靱さを求めるより、住民の行政に対する強い信頼関係をまず築くべきである。

現在の清掃プラントでは焼却により生ずる熱を十分に利活用できない設備であることなどから、容器包装以外のプラスチックについては民間業者へ処理を委託し、ボイラー等の熱源として焼却し熱回収を行っています。新施設においては環境対策を講ずるとともに発電等により焼却の際に生じる熱の利活用を十分に図ることから、これらについて焼却の対象として加えるものです。

環境対策についても「第7章 第1節 1-3環境対策」(P.53)において、「各種法令に基づく規制や排出基準を遵守するのみならず、それ以上の公害防止基準を設けることによって、現在よりもさらに市民の安心と安全を確保できる施設とします。」としていることから、焼却施設における対策については「第5章 第3節 環境対策」に例示しています。

各種法令に基づく規制や排出基準を遵守するのみならず、それ以上の公害防止基準を設けることで、健康被害を生ずるような公害は発生しないものと考えています。

「強靱なごみ処理システム」とは、耐震性の確保をはじめとした施設自体の強靱化のみならず、燃料、薬剤等の備蓄などにより非常時においてもごみ処理を継続できる体制を整えることです。

④で「ごみの分別等における市民負担の軽減」をめざすとして、「新たな選別機器などを導入する」とあるが、これは分別せずにまとめてポイが可能なシステムを考えているのだろうか。実際は市民に一定の「負担」(税金ではなく)を自覚させない限り、ごみは減らない。分別機器も導入は業者にとっては収入につながり、うれしいことかもしれないが、全体的なごみ政策にとっては誤った選択である。

⑤の新施設を「市民に開かれた施設」にするというのは不適切である。もともと、ごみ焼却炉は公害施設であり建設すべきではなく、特に幼児、小学生は近づけるべきではない。日本でごみ焼却炉を「クリーンセンター」などと名付けるのは詐称であり、公害施設という実態を隠している。

⑥では、事業コストを減らすための事業手法を検討するとあるが、「有料化」から、「民営化」への移行を意図していると考えられる。しかし、それらが採用されると、現在地での焼却処理が固定化されることになり、絶対に容認できない。

2-2新施設の整備方針について

ここではウソの説明があまりに多く、沼津市はこの基本構想の策定を、焼却炉メーカー、あるいはそのコンサルに丸投げしたのではないかと考えられる。

①「地球に優しい施設」というのはあまりにもひどい虚偽説明である。ダイオキシンはほかならぬ焼却炉の中で生成されるし、他にも水銀・鉛・ヒ素・PM2.5など焼却炉から排出される有害物質は無数にあり、現在は放射能さえ排出されているなど、地球に最も有害な施設である。

ごみの分別については、その後の収集、運搬やリサイクル及び処理に適した状態にすることを目的としてお願いをしていますが、現時点では、新たな分別により市民の皆様にも更なる負担を強いることは考えていません。

今後も、引き続き市民の皆様と協働し、本基本構想の上位に位置付けられる一般廃棄物処理基本計画で定めるごみ減量をはじめとした3R推進に努めていきます。

一般的な迷惑施設というイメージからの脱却を図るため、「第7章 第1節 1-5環境拠点としての位置付け」(P.54)において、「ごみの処理だけではなく、啓発施設として見学者への対応や環境学習拠点としての機能を整備するとともに、ユニバーサルデザインの導入、周辺環境との調和や景観への配慮並びに周辺住民のコミュニティ活動に寄与する多目的スペース設置等により、市民に広く開かれた施設とします。」としています。

環境対策、健康への影響については先に述べたとおりです。

事業手法の検討については、安心、安全を確保し安定的な稼働を目指すとともに、建設から運転、維持管理までを見据え、民間、行政それぞれの担う事業範囲、想定されるリスク、要求水準を確保するための体制等を検討することにより、全体での事業コスト縮減を図るものです。

民営化をすることが、現在地での焼却処理の固定化につながるものではありません。

「地球に優しい施設」という表現については、焼却等のごみ処理の過程で生ずる有害物質等の排出を抑制し、各種法令に基づく規制を遵守するのみならず、それ以上の公害防止基準を設けること、さらに熱エネルギー等の有効活用により、地球環境への負荷の低減を目指すことを表したものです。

②「安定・安全性に優れた施設」とあるが、焼却炉の汚染物質はコントロールできず、ごみ発電は、たとえ「高効率」でも十数パーセントに過ぎず、きわめて非効率かつ危険なシステムである(原発に似ている)。焼却炉では、火災・爆発・事故も頻発しているが、その実態はあまりよくわかっていない(公開請求しても、事故報告書が黒塗りで出されることが多いため)。たとえ死亡事故が起きても、最近の焼却炉は高温であることから、消防署もすぐに消火活動ができないのも大きな欠点であり、労働者は常に危険と隣り合わせである(この点も原発に似ている)。

また、このような汚染施設を防災拠点などにすべきではない。

③「資源や熱エネルギー等を効率良く利活用する」とあるが、物質を破壊する焼却処理には、本来、リサイクルの言葉はあてはまらない。「熱回収」をリサイクルと称するのは、ごみ焼却を正当化しようという、日本の焼却炉メーカーの陰謀である。

④焼却炉は「維持管理が容易で経済性に優れた施設」にはなり得ない。多額の税金をつぎ込んで建設しても、焼却炉は、日常的に無数の有害物質を吐き出し、市民の健康を害し、時には事故や爆発を起こす公害施設であり、まともな自治体なら焼却に代わる「代替案」を考えるべきだ。

⑤また、上記の通り、焼却炉は危険であり、「市民に開かれた施設」にしてはいけない。特に、子供たち、子育て中の母親たちには焼却炉の害を正しく伝え、なるべく近づかないよう教育すべきだ。沼津市は、むしろ、住宅地の至近距離にある現施設の早期撤去を考えるべきで(そのために「代替案」が必要)、同じところに建て替えるなどのもつての他だ。

焼却等のごみ処理の過程で生ずる有害物質等の排出を抑制に向け、各種法令に基づく規制を遵守するのみならず、それ以上の公害防止基準を設けることとし、焼却施設における対策については「第5章 第3節 環境対策」に例示しています。

施設の稼働後の運転、管理や作業中の安全対策についても、今後施設整備基本計画や設計段階において検討を行い、安定稼働を目指していきます。

環境対策及び健康への影響については先に述べたとおりですが、さらに施設自体の強靱化や発電能力を生かし、非常時にも周辺住民の皆様々の安全を確保できる防災拠点としての活用を検討するものです。

新施設においてはびん、缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装等をリサイクルするための施設を整備するほか、焼却施設においても生じる熱エネルギーの有効活用を図るものです。

先に述べた環境対策、健康への影響及び事業手法の検討に対する考え方のとおりです。

先に述べた環境対策、健康への影響及び市民に開かれた施設としてのあり方のとおりです。

第4章 処理システムの検討について

沼津市はこの章において、熱回収の推進＝ごみ発電に向けて、プラスチックごみを新たに焼却対象とすると明言しているが、それで得られる効果は、①売電収入と、②外部委託費の削減に過ぎない。しかし、ごみ発電など、いわゆる「再エネ」では政府が全量買取を打ち出したものの、実際はそのつけは電力料金のアップとして市民の負担となるものであり、受け入れがたい。しかも、廃プラにはさまざまな化学物質（フタレート、ビスフェノールAなど）が含まれており、それらを燃やすことでいったいどのような化合物が発生するかについては、日本では一切研究がなされていない。

廃プラを焼却すると、ただでさえ焼却炉周辺に多く見られる、ぜんそく、呼吸器系疾患、がん、化学物質過敏症、神経系障害の患者が、さらに増加することは避けられない。最近では、焼却炉の周辺住民に、放射性物質の影響による血液異常（白血球減少、好中球減少…白血病の前段階）が増えていることが報告されている。
<http://financegreenwatch.org/jp/?p=37341> これは異常な事態であり、今後、自治体はごみ焼却に慎重になるべきだ。

第5章 施設整備に係る基本条件および対策の整理

5-1 法的規制および手続きについて

まず環境保全関係法令として以下のような法令をあげている。

- ・ 廃棄物処理法
- ・ 大気汚染防止法（ばい煙発生施設）
- ・ 水質汚濁防止法（特定施設）
- ・ 騒音規制法（特定施設）
- ・ 振動規制法（特定施設）
- ・ 悪臭防止法
- ・ 下水道法（特定施設・公共下水道接続時）
- ・ ダイオキシン特措法（特定施設）
- ・ 土壌汚染対策法（施設廃止時に適用対象）

沼津市は、新施設がこれらの法律上、どのような意味があるのかについて、一切住民に説明していない、このような基本構想を策定する前に、行政として納税者に説明する義務を果たすべきである。

先に述べたプラスチック焼却に対する考え方、環境対策及び健康への影響のとおりです。

本項では、新施設の整備に際し適用を受ける可能性がある法的規制及び手続きを列挙していますが、本基本構想の段階でこれらが確定していません。

今後、施設整備基本計画や設計段階において検討し詳細を決定していく中で、法令に基づき必要な手続きを進めていきます。

次に土地利用関連法として以下の法令をあげている。

- ・ 都市計画法(都市施設として都市計画決定が必要)
- ・ 河川法
- ・ 急傾斜の崩壊による災害防止に関する法律
- ・ 海岸法
- ・ 道路法
- ・ 都市緑地保全法
- ・ 首都圏近郊緑地保全法
- ・ 自然公園法
- ・ 鳥獣保護法
- ・ 農地法
- ・ 港湾法
- ・ 都市再開発法
- ・ 土地区画整理法
- ・ 文化財保護法

- ・ 工業用水法
- ・ 建築物用地下水の取水に関する法律
- ・ 木瀬川地域地下水利用対策協議会規約及び取水基準
- ・ 建築基準法(建築確認、用途制限)
- ・ 消防法(消防庁らの同意、危険物貯蔵所)
- ・ 航空法(高さ制限、航空障害灯/昼間障害標識)
- ・ 電波法(伝搬障害防止区域内で適用)
- ・ 有線電気通信法
- ・ 有線テレビジョン放送法
- ・ 高圧ガス保安法
- ・ 電気事業法(高圧受電、自家用発電設備の設置)
- ・ 労働安全衛生法(労働契約)
- ・ 景観法(景観計画区域内行為の届け出)

上記土地利用関連法についても、沼津市は利害関係者に正確な説明を行うべきである。

さらに、「その他の法的規制条件」として、以下の法律をあげている。

・ 放射性物質汚染対処特措法

上記、放射性物質汚染対処特措法は、特定廃棄物もしくは指定廃棄物が対象で、その基準値は8000Bq/kg以上だが、311以前は、市町村の焼却炉で放射能に汚染されたごみを焼却することは考えられなかった。当然、国の言うままに、8000ベクレル以下なら燃やしてもいい、という態度は許されない。近隣では、すでに神奈川県が「指定廃棄物」の指定を受けているが、静岡県でもやがてごみに含まれる放射能が濃縮し(特に飛灰、下水道汚泥焼却灰)、蓄積してゆくと考えられる。それらを考えると、放射能ごみの扱いに関しては、特段の留意が必要で、一般廃棄物とは分けて考えるべきである。

第5章1-2 公害防止基準について

公害防止基準は「環境保全関係法令」において定められ、事業者はそれを遵守する必要があるが、沼津市は「基準の設定については、検討の中で、今後具体化してゆく」としている。これはどういう意味であろうか。これらは法定の基準であり、検討の余地などないはずだ。

ごみ焼却炉は多くの有害物質を大気中に吐き出しているが、焼却炉の多い日本では、いまだに有害重金属、PAHs、PM2.5など、身体被害をもたらす有害物質についての規制値を、意図的に定めていない。焼却炉を建設しようとする自治体は、これらの「焼却炉の 」を知り、住民への被害を未然に避けるべきだ。

しかし最も強調したいのは、沼津市はこのような「公害防止」をうたっても、それを遵守するという保証はない。現に、沼津市は現施設建設にあたって清水町外原区と交わした、「将来、1ノ洞、2ノ洞、3ノ洞には一切増設、新設をしない」との覚書、及び公害防止協定を一方的に破棄するという違法を行っているからである。覚書は契約であり、行政は明文の契約を守る義務がある。

現在の清掃プラントの操業にあたって、各種法令に基づく規制や排出基準のみならず、周辺にお住まいの皆様と交わした公害防止協定に基づき、それ以上の公害防止基準を設け、これを遵守しています。

このことを念頭に、新施設においても同様の公害防止基準を検討していくことを想定したものであり、法規制値を上回ることを意味するものではありません。

先に述べた環境対策及び健康への影響のとおりです。

先に述べた新施設整備に至った経緯のとおりです。

第5章第2節 敷地条件について

ここではあたかも、新施設の用地が決まったかのように説明を加えているが、清水町外原区は、新施設建設に断固反対することを、何度となく口頭で、あるいは文書で伝えてきている。沼津市はこのような住民の反対を無視し、公害防止協定の「施設変更の場合は協議する」との定めにも背くもので、行政の不作為である。

外原区の住民は、沼津市のごみ処理のために、これ以上苦しめられるつもりはない。この基本構想を受け入れるということは、外原区がこの先、半永久的に沼津市のごみ捨て場になることを意味しており、とうてい受け入れられない。

公害防止を言うなら、覚書および公害防止協定にもとづいて、現施設の一刻も早い撤去を望む。沼津市も香貫山周辺が、汚染大気がよどみやすい特殊な地形で、健康被害が心配されることを認めながら（公害防止協定で）、約束を破って同じ場所に、巨大焼却炉を作るのは許せない。

費用面で優位なストーカー炉を採用すると決めているが、「燃やさないごみ処理」なら、その百分の一のコストで現在のごみを半分に減らすことが可能だ。基本構想によれば、ごみの49%が紙布ごみ、27%が厨芥類とあるが、紙布はリサイクルに、厨芥類はコンポストで処理が可能である。なぜそのための費用を惜しむのか。

環境省は循環型交付金の交付要件として、地球温暖化防止に配慮した施設を条件にし、ごみ発電を勧めているが www.env.go.jp/recycle/misc/he-wge_facil/ref1.pdf（「廃棄物処理施設整備計画」平成20年3月閣議決定）、アメリカ環境保護局によると、ごみ発電は環境汚染が激しいといわれる石炭火力発電所の二倍以上ものCO2を吐き出している。

ごみ発電は・・・（以下、判読不明）

先に述べた新施設整備に至った経緯、環境対策及び一般廃棄物処理基本計画に基づくごみ減量に対する考え方のとおりです。

08	<p>「覚書」「公害防止協定」「回答書」の約束は守らなければならない。</p> <p>これらを反古にし計画を進めるのは断じて許す事が出来ない。「井手市長」が全国に先駆けて行った「沼津方式」はどうなったのだろうか。ごみ質が変わり炉内では様々な化学反応が起こりバグフィルターをすりぬけ煙突から有害物質が排出される。</p> <p>焼却場周辺以外の市民の方は今何が起きているのか、また今後何が起きようとしているのか知る人はごく一部の人であろう。</p> <p>ごみの分別にも関心もなくごみを出す人の気持ちがゆるんでしまっている。</p> <p>当局も何でも燃せて発電も出来るメーカーの思うままに動き、また説明もする。(ごみ発電効率全国平均10%目標値を上回っている所は少ない)</p> <p>現在全国各地ごみゼロを宣言し様々な方法でごみの資源化を図りごみの焼却を減らしている。</p> <p>今沼津市民に求められるのは、ごみに対して関心を持ち、意識改革によりむだをはぶき協力し合い住みよい沼津を作り人口減少を食い止めるべきである。</p>	無	<p>新たなごみ処理施設の整備に向けては、かねてから移転を目指して用地の選定や他市町との広域処理等を検討してきましたが、いずれも実現に至らない中で、現在の清掃プラントは耐震性が劣る建築物であると診断され、耐震性の確保が急務となっていることから、やむなく現清掃プラントから旧衛生プラントまでの土地を一体として利用することとしたものです。</p> <p>本基本構想をはじめ今後策定を予定している施設整備基本計画等を明らかにしていく中で、地元の皆様と話し合いを重ね、ご理解を得られるよう努めていきます。</p> <p>環境対策についても「第7章 第1節 1-3環境対策」(P.53)において、「各種法令に基づく規制や排出基準を遵守するのみならず、それ以上の公害防止基準を設けることによって、現在よりもさらに市民の安心と安全を確保できる施設とします。」としています。</p> <p>ごみの削減に向けては本基本構想の上位に位置付けられる一般廃棄物処理基本計画でごみ排出量の10%削減の目標を掲げ、これに向けた施策等を定めています。新施設においても、「第1章 第2節 2-2新施設の整備方針」(P.4)に「③資源や熱エネルギー等を効率良く利活用できる施設」を定め、ごみの発生抑制(Reduce)、再使用(Reuse)及び再生利用(Recycle)の「3R」を推進することとしています。その上で生じるごみについては安定性、衛生処理の観点から焼却により適正処理し、熱回収を行うことが望ましいと考えています。</p>
09	<p>沼津市新中間処理施設。何んでも燃し、発電をし環境負荷も少なく近隣住民にも負担が少いと当局は説明をするが本当の事はどうであろう。</p> <p>安全な施設だというならば町中の香陵グラウンドに建設し、市役所で監視したらどうでしょうか(体育館を焼却場跡地に建設すれば駐車場、その他の心配がない)</p> <p>煙突もなく、臭いも出さず、建屋の中に封じ込み、「どこにもだれにも」迷惑をかけない施設であるならば反対者もないはずである。</p> <p>汗をかき努力に努力を重ね、一人ひとりが平和で平等に健康で明るい毎日が過ごせるよう考えるべきである。</p>	無	<p>本基本構想をはじめ今後策定を予定している施設整備基本計画等を明らかにしていく中で、地元の皆様と話し合いを重ね、ご理解を得られるよう努めていきます。</p> <p>環境対策についても「第7章 第1節 1-3環境対策」(P.53)において、「各種法令に基づく規制や排出基準を遵守するのみならず、それ以上の公害防止基準を設けることによって、現在よりもさらに市民の安心と安全を確保できる施設とします。」としています。</p>

10	<p>今回、意見するにあたり、いろいろな意見に対する市側の対応がすべて「新中間処理施設」を新設することは、決定済ということに基づいて返答している様に思われる。</p> <p>最新の中瀬町自治会に対する対応も、回答しておきながら「対応が難しい又は不可能な意見」としてしまっているのはどうかと思う。あくまで、このパブリックコメントも「沼津市新中間処理施設整備基本構想(案)」であり、外原地区の覚書、新設ではなく耐震化の工事だけでもいいのか、また、建設にも焼却炉メーカー主体の処理システムの基本構想など問題がTVなどにとりあげて大きくなっていく今、すべて検討しなおすべきだと思われま</p>	無	<p>新たなごみ処理施設の整備に向けては、かねてから移転を目指して用地の選定や他市町との広域処理等を検討してきましたが、いずれも実現に至らない中で、現在の清掃プラントは耐震性が劣る建築物であると診断され、耐震性の確保が急務となっていることから、やむなく現清掃プラントから旧衛生プラントまでの土地を一体として利用することとしたものです。</p> <p>現清掃プラントは、「耐震性が劣る建物」と診断されており、昭和51年に供用を開始してから既に37年が経過しています。ごみピットをはじめ建物を構成するコンクリート等の劣化が現状でも発生しており、今後も経年劣化がさらに進行するものと想定されることから、耐震補強だけでなく施設の大規模な改修が必要な状況にあります。</p> <p>また、燃焼設備や排ガス処理設備など、ごみ処理施設を構成する重要な設備についても経年による機能低下や劣化が進み、今後大規模な改修が必要と見込まれることから、仮に建物の耐震補強を行ったとしても、安定したごみ処理の継続が困難であると判断しております。</p> <p>ごみ処理施設は、長期に施設を停止することができず、ごみ処理を継続する中で、耐震補強や大規模な改修工事を行うことは極めて困難です。</p> <p>以上のことから、現施設の耐震補強ではなく、新設としたものです。</p> <p>本基本構想をはじめ今後策定を予定している施設整備基本計画等を明らかにしていく中で、地元の皆様と話し合いを重ね、ご理</p>
----	--	---	--

<p>11 新中間処理施設周辺の清水町の外原区、そして沼津の中瀬町山ヶ下町も建設に反対している。 焼却施設は、どんな最新装備だとしても、迷惑施設。 現に今、現在も、焼却炉からは、ダイオキシン、化学物質、放射性物資が飛散している。 周辺住民、自治会との合意形成はかかせないと考える。 また、人口が減っている中で、焼却ありきの施設が必要なのか？</p> <p>建屋の耐震だけでは済まないのか？</p>	<p>無</p>	<p>本基本構想をはじめ今後策定を予定している施設整備基本計画等を明らかにしていく中で、地元の皆様と話し合いを重ね、ご理解を得られるよう努めていきます。</p> <p>さらに、一般的な迷惑施設というイメージからの脱却を図るため、「第7章 第1節 1-5環境拠点としての位置付け」(P.54)において、「ごみの処理だけではなく、啓発施設として見学者への対応や環境学習拠点としての機能を整備するとともに、ユニバーサルデザインの導入、周辺環境との調和や景観への配慮並びに周辺住民のコミュニティ活動に寄与する多目的スペース設置等により、市民に広く開かれた施設とします。」としています。</p> <p>環境対策についても「第7章 第1節 1-3環境対策」(P.53)において、「各種法令に基づく規制や排出基準を遵守するのみならず、それ以上の公害防止基準を設けることによって、現在よりもさらに市民の安心と安全を確保できる施設とします。」としています。</p> <p>施設規模の設定に際し、「第2章 第2節 2-2将来ごみ量の推計結果」(P.13、14)に示した値は、ごみの区分及び家庭系ごみについては1人1日当たりの排出量の推移をもとに将来人口の減少も加味し推計したものであり、これを基に算出しています。</p> <p>現清掃プラントは、「耐震性が劣る建物」と診断されており、昭和51年に供用を開始してから既に37年が経過しています。ごみピットをはじめ建物を構成するコンクリート等の劣化が現状でも発生しており、今後も経年劣化がさらに進行するものと想定されることから、耐震補強だけでなく施設の大規模な改修が必要な状況にあります。</p> <p>また、燃焼設備や排ガス処理設備など、ごみ処理施設を構成する重要な設備についても経年による機能低下や劣化が進み、今後大規模な改修が必要と見込まれることから、仮に建物の耐震補強を行ったとしても、安定したごみ処理の継続が困難であると判断しております。</p> <p>ごみ処理施設は、長期に施設を停止することができず、ごみ処理を継続する中で、耐震補強や大規模な改修工事を行うことは極めて困難です。</p> <p>以上のことから、現施設の耐震補強ではなく、新設としたもので</p>
--	----------	--

<p>容器包装プラスチック(廃プラ)の焼却は、環境問題の観点からは、認めることができないと考える。省エネを真剣に考えるなら、焼却という方法は選ぶべきではないのではないかと？ ゴミゼロを目指すべきと考える。</p>		<p>プラスチック製容器包装については新施設整備後においても容器包装リサイクル法に基づきリサイクルを前提とし、焼却することは考えていません、それ以外のプラスチックについて、環境対策を講ずるとともに発電等により焼却の際に生じる熱の利活用を十分に図ることから、新施設においては焼却の対象として加えるものです。なお、現在の清掃プラントでは焼却により生ずる熱を十分に利活用できない設備であることから、容器包装以外のプラスチックについては民間業者へ処理を委託し、ボイラー等の熱源として焼却し熱回収を行っています。</p> <p>ごみの削減に向けては本基本構想の上位に位置付けられる一般廃棄物処理基本計画でごみ排出量の10%削減の目標を掲げ、これに向けた施策等を定めています。新施設においても、「第1章第2節 2-2新施設の整備方針」(P.4)に「③資源や熱エネルギー等を効率良く利活用できる施設」を定め、ごみの発生抑制(Reduce)、再使用(Reuse)及び再生利用(Recycle)の「3R」を推進することとしています。その上で生じるごみについては安定性、衛生処理の観点から焼却により適正処理し、熱回収を行うことが望ましいと考えています。</p>
<p>12 交付金の申請には地元合意が必要ですが、地元合意が無いのに申請するのでしょうか？ 清水町外原区と交わした覚書を一方的に破棄するのでしょうか？ H25年度市長にお渡しした外原区の総意である通知書も無視するのでしょうか？ 土地選定、建設計画、公害防止、どれをとっても技術的な裏付けがありません。清水町外原区の勉強している反対者に説得できるような技術論が何一つありませんので、地元合意もありません。また、行政としてゴミ減量化の努力をしなければならぬにも関わらず、ゴミを増量させるような計画を持ちかけられ外原区の反対者は怒りと不安を隠せません。 外原区ゴミ焼却場対策委員会を代表し、再度通達します。 外原区は反対です。</p>	<p>無</p>	<p>市町村が一般廃棄物処理基本計画に基づき施設整備を行う際の国の財政支援措置として循環型社会形成推進交付金制度があることから、地元の皆様のご理解を得られるよう努めるとともに、この制度に基づき必要な手続きを進めていく考えです。</p> <p>本基本構想をはじめ今後策定を予定している施設整備基本計画等を明らかにしていく中で、地元の皆様と話し合いを重ね、ご理解を得られるよう努めていきます。</p>

<p>ただ、覚書、通知書を守る前提で新焼却場計画を白紙にすると処理に困るはずです。そこで、沼津市・清水町が覚書、通知書を守り、新焼却場計画を白紙撤回するという前提であれば私たちはゴミの資源化にご協力させていただきます。いつでもご連絡ください。 以上</p>		<p>ごみの削減に向けては本基本構想の上位に位置付けられる一般廃棄物処理基本計画でごみ排出量の10%削減の目標を掲げ、これに向けた施策等を定めています。新施設においても、「第1章 第2節 2-2新施設の整備方針」(P.4)に「③資源や熱エネルギー等を効率良く利活用できる施設」を定め、ごみの発生抑制(Reduce)、再使用(Reuse)及び再生利用(Recycle)の「3R」を推進することとしています。</p>
<p>13 「覚書」「公害防止協定」「回答書」の約束は守らなければならない。 これらを反古にし計画を進めるのは、断じて許す事が出来ない。「井手市長」が全国に先駆けて行なった「沼津方式」はどうなったのだろうか？ ゴミ質が変わり炉内では様々な化学反応が起こりバグフィルターをすり抜け煙突から有害物質が排出される。 焼却場周辺以外の市民の方は、今何が起きているのか？また今後何が起きようとしているのか知る人はごく一部の人であろう。ごみの分別にも関心もなくごみを出す人の気持ちがゆるんでしまっている。 当局も何でも燃やせて発電もできるメーカーの思うままに動きまた説明もする。(ごみ発電効率全国平均10%目標値を上回っている場所は少ない)</p>	<p>無</p>	<p>新たなごみ処理施設の整備に向けては、かねてから移転を目指して用地の選定や他市町との広域処理等を検討してきましたが、いずれも実現に至らない中で、現在の清掃プラントは耐震性が劣る建築物であると診断され、耐震性の確保が急務となっていることから、やむなく現清掃プラントから旧衛生プラントまでの土地を一体として利用することとしたものです。 本基本構想をはじめ今後策定を予定している施設整備基本計画等を明らかにしていく中で、地元の皆様と話し合いを重ね、ご理解を得られるよう努めていきます。 環境対策についても「第7章 第1節 1-3環境対策」(P.53)において、「各種法令に基づく規制や排出基準を遵守するのみならず、それ以上の公害防止基準を設けることによって、現在よりもさらに市民の安心と安全を確保できる施設とします。」としています。</p>

<p>現在全国各地ごみゼロを宣言し様々な方法でごみの資源化を図りごみの焼却を減らしている。 今沼津市民に求められるのは、ごみに対して関心を持ち良識改革により無駄を省き、協力し合い住みよい沼津をつくり人口減少を食い止めるべきである。 沼津市新中間処理施設は何でも燃やし、発電をし、環境負荷も少なく近隣住民にも負担が少ないと当局は説明するが本当の事はどうか。 安全な施設だと言うならば町中の香陵グラウンドに建設し、市役所で監視したらどうでしょうか？ 体育館を焼却場跡地に建設すれば駐車場やその他の心配が無。煙突も無く／臭いも出さず／建屋の中に封じ込「どこにもだれにも」迷惑をかけない施設であるならば、反対者もないはず。私は「沼津市のごみ問題を考える会」代表 近藤泰平氏の沼津朝日1月25・26日の記事(意見)に賛成です。 もっともっと開かれた行政であってほしいです。 駅高架化・焼却場・体育館・ララポート・その他莫大な税金が掛ります。 沼津市の将来が不安です。</p>		<p>ごみの削減に向けては本基本構想の上位に位置付けられる一般廃棄物処理基本計画でごみ排出量の10%削減の目標を掲げ、これに向けた施策等を定めています。新施設においても、「第1章第2節 2-2新施設の整備方針」(P.4)に「③資源や熱エネルギー等を効率良く利活用できる施設」を定め、ごみの発生抑制(Reduce)、再使用(Reuse)及び再生利用(Recycle)の「3R」を推進することとしています。その上で生じるごみについては安定性、衛生処理の観点から焼却により適正処理し、熱回収を行うことが望ましいと考えています。</p>
<p>14 今回策定された基本構想には、ごみを削減するという視点がない。燃やすことで電気を起こしたいとのことだが人口減、企業活動そのものが縮小していく中で、日量210トンで、発電すれば、一見エネルギーの有効活用に見えるように構想しているが、沼津市近隣から、絶えず燃やすごみを集め続けることになり、破たんは目に見えている。しかも、分別することでごみを資源化して、全国の自治体をけん引してきた沼津市の歴史、市と協働してごみの削減を推進してきた市民活動を根底から覆すものだと思う。他市に処理を依頼していた、プラスチックごみを、沼津市で燃やすだけだというが、今年度は改正容器包装リサイクル法の見直しの5年目で、全国の自治体からその他プラスチックごみの容器包装への拡大要望などの意見が国会に出されている。また、ごみの資源化が進んでいるドイツでは、プラスチックの選別方法が進み、圧縮しないでプラスチックを種類ごとに選別し、再資源化している。</p>	<p>無</p>	<p>ごみの分別については、その後の収集、運搬やリサイクル及び処理に適した状態にすることを目的としてお願いをしていますが、現時点では、新たな分別により市民の皆様に更なる負担を強いることは考えていません。 ごみの削減に向けては本基本構想の上位に位置付けられる一般廃棄物処理基本計画でごみ排出量の10%削減の目標を掲げ、これに向けた施策等を定めています。新施設においても、「第1章第2節 2-2新施設の整備方針」(P.4)に「③資源や熱エネルギー等を効率良く利活用できる施設」を定め、ごみの発生抑制(Reduce)、再使用(Reuse)及び再生利用(Recycle)の「3R」を推進することとしています。</p>

地球上の貴重な資源を、発電という目的で(どれだけ発電できるかも明確でない状況)燃やすという視点は、まさに時代遅れ、沼津市の環境基本計画にもある、「環境」に反する行為だと思う。現施設の近くに住む住民として、いかなる対策を取ろうと、今まで以上にプラゴミを燃やすことに反対である。清水町住民だけではなく沼津市にも反対する住民はいるという事。用地選定の検討も市有地のみで、近隣に多くの住民が住み、風向きによっては、香貫・中瀬・清水町・三島市と環境への影響が甚大である現立地地域は焼却場設置地域に適地ではない。補助金有木の基本構想、用地選定を白紙にすべきである。

また、現在の清掃プラントでは焼却により生ずる熱を十分に利活用できない設備であることなどから、容器包装以外のプラスチックについては民間業者へ処理を委託し、ボイラー等の熱源として焼却し熱回収を行っています。新施設においては環境対策を講ずるとともに発電等により焼却の際に生じる熱の利活用を十分に図ることから、これらについて焼却の対象として加えるものです。

新たなごみ処理施設の整備に向けては、かねてから移転を目指して用地の選定や他市町との広域処理等を検討してきましたが、いずれも実現に至らない中で、現在の清掃プラントは耐震性が劣る建築物であると診断され、耐震性の確保が急務となっていることから、やむなく現清掃プラントから旧衛生プラントまでの土地を一体として利用することとしたものです。

本基本構想をはじめ今後策定を予定している施設整備基本計画等を明らかにしていく中で、地元の皆様と話し合いを重ね、ご理解を得られるよう努めていきます。